

5 審査基準等

(1)意匠審査取極 昭和26年6月収録(昭和34年9月印刷) 意匠課

一物品一意匠	一物品一意匠を原則とすること故に物品の指定は原則として一個の物品に限る但し同一性の物品又は組の意匠に於ける組の物品の場合は同一願書に指定することを認められることあり(昭五)
意匠を構成せず と認める場合	意匠法第一條の意匠を構成せざると認める場合 A 装飾の(美化の)欠缺 B 概念のみの請求(形状・模様・色彩の不特定なる意匠) C 構造の請求 D 配列の請求 E 物品の組合せ(組合せ文房具 組合せ菓子の如き) F 不動産に関する意匠 (昭五) 出願意匠の意匠法第一條の意匠を構成するものと認めたるものに限り其の意匠の新規性ありや否やを審査すること(昭五)
意匠を構成する 物に限り新規性 審査	
物品全部の装飾 について審査	物品全部の装飾に付審査すること 例えれば皿の外面に模様を表はした意匠は模様なき部分は無模様とし物品全部を装飾したものと見ること(昭五)
模様全部を審査	意匠模様中先願の模様と同一の模様を一部に有するも模様全部を一体として觀察し先願との類似性を審査すること(昭五) 意匠名称には意匠の内容を簡明に記載せしめ符号番号等は削除すること(昭五)
意匠名称の記載 美化するに足り ない物	物品を装飾(美化)するものと認められない場合は意匠を構成せざる物として拒絶すること(意匠法第一條)(昭五)
紋章的なもの 審査	図形にして紋章的な時は其の紋章の表現の態様に付き考察し物品装飾と認められるか否かを審査すること 例えれば笠龍膽の紋章を名刺の上部に標識的に現わしたもののは物品装飾をなしたと認められないが同紋章を肉池の蓋の全表面に適合する様表現した場合は肉池を装飾する模様と認められる(昭五)
図面と請求範囲 を一致	図面と請求範囲とは一致させることを原則とすること 図面を見れば三角形であり請求範囲には六角形と記載する如きは不可(但し図面は模様・色彩であり模様のみ請求することは可)(昭五)
要旨変更と認め る	図面には形状のみを記載し模様(色彩)の記載なく請求範囲にも形状のみ請求した場合に於て願書を訂正して模様(色彩)あるものとするのは出願の要旨変更であり之は認めない(昭五)
要旨変更と認め ない	図面説明書及び意匠の名称に記載された範囲内に於て請求範囲を増減変更することは要旨の変更と看做さない(意施十一條) 例えれば図面に形状・模様及び色彩を記載し請求範囲にも全部請求している場合に於て願書を訂正して形状・模様のみとし又は形状のみとするのは要旨変更とならない 尚図面には形状・模様及び色彩を表わし請求範囲には形状のみを記載した場合に於て請求範囲を形状・模様及び色彩とするのは要旨変更にはならない(昭五)
不特定意匠 要 旨変更と認めな い	請求範囲には犬其の他動物の形状なる旨を記載し図面には一例として犬の形状を表現した場合に於ては意匠は不特定なるを理由に拒絶できる 此の場合に於て出願人は右の犬に限定する旨の請求範囲其の他の訂正をする場合は右訂正是要旨の変更と認めない(昭五)
模様と特殊色彩	先願の模様のみの意匠であり後願が模様に色彩を結合したものの場合は其の色彩が特殊の色彩なるため後願が全体として先願とは別異の意匠を構成するに至り登録されることもある 此の場合に於ては後願意匠は先願意匠権の範囲外である。従って先願意匠権は後願のため制限を受ける(昭五)
説明書記載事項	説明書に記載すべき事項 A 図面に記載なき時は其の正面図、側面図、断面図なる事を記載すること B 形状・模様の連絡を必要とする物にあっては其の連絡関係を記載すること C 物品の全部又は部分に付用途を記載すること D 図面に表わされたものの寓意故事の如きものがあれば記載すること(昭五)
完全図示	物品の外形のみを図示するも其の物品の用途上当該物品なることを明かに認定することが出来ないものは之を認定し得る程度に於て図示又は表示せしめること、例えれば軍艦形水滴なる物品に於て外形のみ図示するも水滴なる用途に適合する物品か明かでない時はこれを明かならしめるに足る程度に図示せしめること、場合によっては説明書に記載せしめるも可(昭五)
標識	図面に表現された形象が単に標識に過ぎずして物品を装飾する物に非ずと認める時は意匠法第一條の意匠を構成しないものとして拒絶すること(昭五)
文字	便化されない單なる文字のみに付ては之を模様と認めざること。但し他の構図と相俟て装飾となる場合もある(昭五)
物品名の記載	登録請求範囲に記載された物品名と意匠を現すべき物品の項の物品名とは同一とすること(昭五)
物品を異にする 物は別個の意匠	形状同一なるも物品を異にする物は別個の意匠を構成するものと認めること、例えば亀の形状を有する置物(床飾)と同一形状の石鹼の如き 米俵の形状を有する菓子と同一形状を有するペン先入

	れの如き 書籍の形状を有する菓子容器と同一形状を有する文鎮の如き
青写真と濃墨の図面	模様同一なるも物品を異にする物は別個の意匠と認めること 例えは被服地模様と同一なる模様の壁紙の如き場合 (昭五)
模様の連絡関係	青写真を以て図面に代える場合に於ては其の中一通は必ず濃墨にて記載した図面を添附すること (昭五)
用途の説明 表示すべき図面の種類	添附の模様見本では模様の上下左右の連絡が明瞭でない時は連絡関係を明瞭に想像し得る訂正見本を提出させるか又は其の連絡を図面又は説明書に記載させること (昭五)
全体の色彩の表示	図面に表わされただけでは物品の用途不明な時は説明書に於て明瞭に記載させること物品の部分品の如きもので如何なる状態に於て物品に使用されるか明かでない時は説明書に記載させること、図面には形状・模様・色彩の結合に係る物品を示すこと即ち其の物品に付必要なる平面図、正面図、側面図、断面図等を示すこと (昭五)
二つ以上の用途を有する物品の類別指定	色彩請求の出願で物品の一部に色彩を施した場合に於て他の部分に付何等色彩に付図面請求範囲及説明書に記載なきときは其の記載なき部分は如何なる色彩を施すかを明瞭にさせること 但しその色彩が図面の用紙の色(白色)であるか又は材料の色(木地・金地・銀地等)である場合の外は之を認めないこと
同一人の同一意匠の出願	図面に色彩なく請求範囲又は説明書に記載あるとき図面に色彩を表示させること (昭五)
公知公用の引例の記載方	二以上の用途を有する物品例えは耳かき(五類)と楊子(七類)とを有する一個の物品に関する意匠出願は主要の物品を基準として類別を定めること 但し何が主要なるか判定し難きものにあっては慣例により類別を定めること (昭五)
原意匠中心登録類似意匠の引例	同一出願人がすでに出願した意匠と同一意匠を再度出願した時は同一意匠に付数個の意匠権の成立を認めることは意匠法の精神に悖るものなる故拒絶すること (昭五)
単独意匠に訂正	出願に公知公用なる理由により意見を徵する時は必ず其の事実を明瞭に時・場所・形態に付表示すること、但し其の意匠が普通一般に知悉され(例えはダルマ形玩具)たものの場合は必ずしも必要でない (昭五)
類似に訂正	原意匠を中心として類似意匠を認め類似意匠の類似は認めないこと (昭五)
出願中原意匠の名義人変更	原意匠と類似意匠の登録ある場合に於て他人が登録類似意匠に類似する意匠を出願した時は(原意匠には類似せず)其の登録類似意匠に類似する理由として拒絶すること (昭五)
相続による名義人変更	原意匠に類似せざる意匠を類似意匠として出願したは一応単独意匠に訂正させる通知をすること(但しこの場合は公知の意匠又先願に類似しない場合に限ること)
類似意匠のみ譲渡	右通知に対し出願人が類似意匠なる旨を主張し訂正に応じない時は右意匠出願は類似意匠として登録することが出来ないことを以て出願を拒絶すべきものと認めるとの理由通知をなすこと、此の拒絶理由通知に対し其の出願を単独の出願に訂正すべき旨を申出た時は不足収入印紙を追納の上単独意匠として査定すること (昭五)
拒絶理由通知後の名義変更	類似する意匠を単独の意匠として出願した時は類似意匠に訂正する必要ある旨の通知をなすこと(昭五)
原簿照合	類似意匠出願当時は原意匠も類似意匠と同一人であったが其の後原意匠の名義人に変更(相続の如き)があつて変更の登録を行なった時は類似意匠出願に付ては名義人を原意匠と同一人にしなければ査定出来ない旨勧告すること
公知公用引例拒絶後の他人の同一出願	勧告に応ぜざる時は類似意匠として登録出来ないことを理由に拒絶すること (昭五)
後願の査定	登録原意匠を有する出願人甲なる者類似意匠出願後死亡し原意匠は相続による名義変更の手続を取らず類似意匠の出願のみ乙に名義変更をした時は右類似意匠の出願に付ては出願人相異するを以て類似意匠として登録出来ないことを理由として拒絶すること (昭五)
類似意匠の登録査定	登録意匠を譲渡せず類似意匠の出願のみ他人に譲渡した時は譲受人の出願は名義人相異するを以て類似意匠として登録出来ないことを理由として拒絶すること (昭五)
他類別意匠引用	乙が先願甲の意匠に類似するため拒絶理由通知を受けた場合に於て先願甲が乙より名義変更の手続をなし其の出願を自己の類似意匠に訂正した時は類似意匠としての登録査定をする (昭五)
類似意匠は同一類別内	類似意匠登録査定をなす時は必ず出願人の住所氏名の原意匠と同一か否かに付原意匠が出願中の場合はその願書と登録済の場合は原簿と照合すること (昭五)
登録商標と同一图形の意匠	公知公用のものに類似するとの理由にて拒絶査定をしたる後他人が之と同一の出願をなした時は拒絶査定のものに同一なりとの理由を持ってせず公知公用のものに類似するとの理由を持って拒絶すること (昭五)

	った時此と同一図形が菓子又はタオルの登録商標なるときの如き場合 しかし模様を表わすべき物品が玩具の如きもので商標の指定物品と別異のものは拒絶できない (昭五)
指定期間	指定期間に付ては本人の居住地を基準とすること (昭五)
図面と請求範囲の不一致の場合	図面には形状模様の記載ありて請求範囲の項に於て形状のみ請求した時は右形状が公知にあたるもの時は訂正をなさず拒絶すること しかし形状と模様の結合なる旨の訂正申出があつた時は其の訂正是図面の範囲内に属するものなる場合に限り要旨の変更と看做さずして処理する (昭五)
模様のみの請求	図面には形状模様の記載ありて模様のみ請求あった時は図面に示す形状と模様の結合意匠として観察し登録すべきか否かを審査すること、登録し得るものは請求範囲を形状模様の結合の意匠とする旨を記載させること 物品の形状が如何なる形状なるかを問はず模様のみ請求するものなる時は其の意匠は不特定なるを以て意匠を構成せざるものとして拒絶すること、例えは飲食器を指定し其の形状の如何を問はず当該模様を飲食器に表わす請求の如し (昭五)
同一願書指定範囲	同一模様を有する同一類別内の物品といえども左の如きものは同一願書にて出願できない 衝立、机、火鉢、花瓶等 (昭五)
第四條の出願人と認めない場合	意匠出願を意匠登録を受くるの権利の承継人に非ざる者又は意匠登録を受くるの権利を冒認したる者がなしたる場合に在りては其の者は之を第四條の出願人と認めないこと (昭五)
先願があつても本人には	登録意匠と相類似する他人の意匠登録出願が先願として存在する時と雖本人に対しては類似意匠として登録すること (昭八)
登録後の一個の出願の取扱	五個一組の意匠登録あり其後他人が其の内一個に付登録出願をなしたる時は公知の理由にて拒絶すること (昭八)
第四條適用の場合	意匠法第四條を適用する場合左の如し 出願の競合 <ul style="list-style-type: none"> 1. 先願が秘密意匠の場合 2. 先願が意匠法第四條の規定により拒絶せられるものの場合 (昭八)
公報掲載事項	権利の内容に関する事項(例えは図面にては表われない事項、図面の省略に該当する事項)は別紙に又は独立の一項を設けて記載あつた場合は説明として之を公報に掲載すること、説明書中(図面説明書)其の他の事項は之を公報に掲載しないこと (昭九)
五輪マーク	五輪マークを材料としたもので意匠として登録されるものは特定の物品に表わされたる形状模様及色彩が全体として新規の意匠的考案をなす場合に限る (昭十一) <p>(注)例えは五輪マークが特殊の態様に配列されている時又は五輪マークが他の材料と特殊の態様に組合されているか配列されている場合に限る (補充)</p> <p>五輪マークを標識的に表わしたもの又ありふれた態様に配したもののは意匠の考案と認め難く登録を許さないこと (昭十一)</p>
国旗	内外国旗及び之に類似するものを単独に意匠の主なる要素として表わしたるものは之を意匠法第二條第二項により拒絶すること (昭十六) <p>内外国旗を連続反覆の状態に於て表わしたものにして模様化したもののは之を拒絶せず (昭十六)</p>
表示変更の督促	国旗の図形を削除したる訂正図面を提出せしめる指令は審査官名を以てすること (昭和十六)
代用品の場合の類別取扱	登録名義人の表示の変更の登録の申請の督促は審査官名を以て為すこと (昭十六)
添附図面に示す通りの記載	第二十二類又は第二十三類に属するものとして取扱へる物品と同一種の物品にして材料を異なるものの代用品の出願ありたる場合に於ては其の物品は第二十四類として取扱うこと (昭十八)
長官指令に審査官名附記	願書中登録請求の範囲の項に「添附図面に示す如き」とあったときは従前通り「添附図面に示す通り」と訂正せすること (昭二十一)
4H クラブの標識	長官名の訂正補充指令書には長官名表示の側の欄外に審査官の氏名を附記すること (昭二十五)
前出願の拒絶理由引例	4H クラブの標識を表わした意匠の出願があった場合はこの意匠を世人欺瞞の理由で拒絶すること。但しこれを削除させて登録する場合がある (昭二十五) <p>現出願の意匠が公知のものに類似するとの理由で拒絶された前出願の意匠に殆んど同一の場合はその公知の事実に多少の不明な点があつても、他に拒絶の理由がないときはその拒絶された前出願と同一の理由(公知の理由)で意見徵集をする なを拒絶するかどうかはその意見書の内容によって決める (昭二十五)</p>
模倣に対する審査基準	他の物の形状・模様及び色彩を模倣したものに対する意匠審査は次の基準によること <ul style="list-style-type: none"> 1. 一つの物とこれの形状、模様及び色彩を模倣したものが物として相違しても使用の仕方が似ているか又は両者が一組として使用される物の場合、次のものについては考案力を要しないとの理由によって拒絶すること <ul style="list-style-type: none"> (イ) 公知の創作物の形状、模様及び色彩の模倣と看做されるもの (ロ) 自然物の形状、模様及び色彩の單なる模倣と看做されるもの (ハ) 物について意匠を表わすべき要部の形状、模様及び色彩が公知のものの模倣と看做され、他の部分が普通の場合で転用が習慣になっているもの 2. 一つの物と他の物とが物品としては相違していても、通常一組として使用されるもので且つ両者の形状が普通のものであり、模様の表わされる場所の状態が同一性のもので且つ模倣の転用が習慣

**考案力に対する
審査基準**

となっている場合には、単に公知の模様及びその配置のみを模倣した場合においても、考案力を要しないものとして拒絶すること（昭二十六）

意匠の考案力に関する意匠審査基準は原則として次のものによる

1. 一般人の常識として誰でも容易に考へつく程度の極くありふれた意匠は考案力を要しないとして拒絶すること
2. 自然物の写実的な極くありふれた模倣意匠は考案力を要しないものとして拒絶すること
3. 同一又は類似物品ではないがその意匠の転用がその業界の常識になっている物品の間に於ける意匠の転用はその転用に際して加えられた変更が商習慣上通常なされる程度に過ぎない場合には考案力を要しないものとして拒絶すること
3の項中その意匠の転用が業界の常識になっている物品とは次の場合を言う
 1. 転用が業界の習慣となっている場合
 2. 用途上の関係が密である物品相互間
 3. 有名な図形若しくは形態また既に数多くの他の物品に利用されている図形若しくは形態を他の物品に利用した場合

(2)意匠審査基準（平成 10 年改正前昭和 34 年意匠法）

はしがき

意匠制度を運用するにあたっては、審査の基準の統一を図るとともに、審査業務を円滑に遂行すべきであることはいうまでもない。

それには、特許庁と出願関係者の間で共通した理解を持ち合うことが不可欠であり、こうした必要性から編集したのが、「意匠審査基準」「意匠審査便覧」である。

「意匠審査基準」は、意匠審査の基準の統一を図る上での中心的役割をなすものであって、昭和 43 年に公表して以来、これまでに必要な見直しと追加を重ねて来ている。

「意匠審査便覧」は、一定の基準にしたがって、公平妥当、かつ迅速に意匠審査の実務を行う上で必要な関係法令、運用基準、事務手続きなどを解説し、これを利用の便宜ために分類整理したもので、これまでその整備を進めてきたところであるが、相当数の項目について一応取りまとめることができたので、この度公表することとしたものである。

内容については必ずしも十分とはいえないものもあり、今後必要な見直し、未整備の条文、項目についての追加、法改正に伴う改訂等を逐次行っていくものとする。

平成 8 年 9 月
審査第一部意匠課
意匠審査基準室

「意匠審査基準」成立の経緯

今回「意匠審査基準」を公表することとなったが、この骨子はすでに昭和 5 年頃より、「意匠審査取扱」として存在しており、その内容は審査部内での条文解釈の統一的見解および取り扱い方について規定されていた。旧法に関しては、これにもとづいて運用されてきたが、現行法は法体系および条文において、多分に異なっているため、その条文解釈および運用に関し、統一的なものを作成する必要があり、また外部からも、それを求める声が強かった。そのため当初は内部の統一見解をまとめることを主眼として作業をすすめ、昭和 40 年に、「意見書徵集」の章に関して、内部検討が終了した。これを「審査基準案」として昭和 40 年 12 月に発表し、これに対する特許協会、弁理士会、及び審判部の意見をもとめ、これらを参照の上、今回発表の「審査基準」が作成されたのである。

なお、この「審査基準」は通則的基準であるので、図面補正、および出願補正などの細部運用については、別途その運用取決めを作ることとしたい。

- ・雑誌「パテント」 昭和 43 年 8 月号所載「意匠審査基準」“おわりに”より

法第 3 条・意匠登録の要件

整理番号	本 文
3-1000	I 法第 3 条第 1 項柱書の規定により登録できないもの
3-1100	1. 意匠を構成しないもの
3-1101	(1) 物品と認められないもの イ 原則として動産でないもの ただし、量産可能な門、組立て、バンガローなどは除く。 (3-1300 工業上利用することができないものの項参照) ロ 固体以外のもの、気体、液体、電気、光、熱など。 ハ 粉状物及び粒状物の集合しているもの (3-1104 視覚に訴えるものでないものの項参照)
3-1102	ニ 物品の部分 例えば、くつ下のかかとのようにそれ自体で独立販売されないもの。 (7-1100 に定める物品の区分によらないものの項参照)
(3-1103)	(2) 物品自体の形態でないもの 例えばハンカチを結んでできた花のように、ハンカチ自体の形状と認められないもの。 (欠号)
3-1104	(3) 視覚に訴えるものでないもの 粉状物及び粒状物の一単位のように肉眼で形態が判断しにくいもの。
3-1105	(4) 視覚を通じて美感を起こさせないもの イ 機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないもの ロ 意匠としてまとまりがなく、煩雜な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの
3-1200	2. 意匠が具体的でないもの 願書の記載事項及び図面から判断して正確にその意匠を認識することができないおそれがある場合。 (1) 使用の目的、方法、状態などが不明な場合 (2) 図面が相互に一致しない場合 (3) 不鮮明な写真などの場合 イ 図面、写真などが小さすぎたり、不鮮明であって、正確に意匠を知ることができない場合 ロ 鮮明な写真であっても、背景、ハイライト、陰影など余分なものが写っていて、正確に意匠
3-1201	
3-1202	
3-1203	

	<p>を知ことができない場合</p> <p>(4) 意匠が抽象的に説明されている場合 願書又は図面中に文字、符号などを用いて、形状、模様及び色彩に関して抽象的に説明した場合 〔法第6条の規定によらないもの〕</p>
3-1205	(5) 材質又は大きさの説明が必要な場合にその記載がないとき（法第6条第4項）
3-1206	(6) 変化する状態の図面を必要とする場合にその図面及び説明の記載がないとき 動くもの、開くものなどの意匠であって、その動き、開きなどの意匠の変化の状態の図面がなければその意匠を十分表現することができない場合においてその図面及びその旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていないとき。 (法第6条第5項) (施行規則様式第5備考17参照)
3-1207	(7) 着色した図面の一部に着色していない部分がある場合 (法第6条第6項) ただし、願書の「意匠の説明」の欄に、無着色の部分が白色又は黒色である旨の説明を記載した場合は含まない。 (法第6条第7項)
3-1208	(8) 図面から物品の全部又は一部が透明であると認められるものについて、その旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合 (法第6条第8項) (施行規則様式第5備考19参照) (3-1218参照) 〔施行規則第2条及び第3条の規定によらないもの〕
3-1209	(9) 図形の中に、中心線、基線、水平線、陰影、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を表したもの (施行規則様式第5備考7) (注) イ 物品に表された文字、標識は、口に掲げるものを除き意匠を構成するものとして扱う。 ロ 物品に表された文字、標識のうち専ら情報伝達のためだけに使用されているものは、模様と認められず意匠を構成しない。ただし、図形中に表されていても削除を要しない。 例 ① 新聞、書籍の文章部分 ② 成分表示、使用説明などを普通の態様で表した文字
3-1210	(10) 立体を表す図面が下記に該当する場合 イ 正投象図法によらない図面 ただし、下記のものは除く。 ① 大型機械などの写真で、正投象図法によるものと同様の写真を作成することが困難な場合において斜視図のように作成された写真 ② 模様を表したコップのように、模様を展開図に表した方が、意匠を正確に知ることができ、かつ形状を正確に展開できる場合において模様部分の展開図と模様を省略した形状を表す図面とを併用した図面 ロ 各図の縮尺が相違する図面 ハ 6面図ない場合 ただし、下記の場合は除く。 ① 次の表の左の欄に掲げる場合において、その右欄の図面が省略され、その旨が意匠の説明の欄に記載されている場合 正面図と背面図が同一又は対称の場合 —— 背面図 左側面図と右側面図が同一又は対称の場合 —— 一方の側面図 平面図と底面図が同一又は対称の場合 —— 底面図 正面図、底面図、左側面図及び右側面図が同一の場合 —— 背面図左側面図右側面図 ② 大型の機械などで設置又は定置してあるため、常時は底面を見ることができない場合において、底面図を省略した場合 ③ 大型の車両などの重量物であって通常は底面を見られることなく、かつ底面図がなくても意匠を正確に把握することができる場合において、底面図を省略した場合 ニ 省略の説明が正しく記載されていない場合 (施行規則様式第5備考8)
3-1211	(11) 平面的なものを表す図面が下記に該当する場合 イ 縮尺の相違するもの ロ 2面図ない場合 ただし、下記の場合は除く。 次の表の左に掲げる場合において右欄の図面が省略され、その旨が意匠の説明の欄に記載さ

	<p>れている場合。</p> <p>表面図と裏面図が同一もしくは対称の場合 —— 裏面図 裏面図が無模様の場合 —— 裏面図</p> <p>ハ 省略の説明が正しく記載されていない場合 (施行規則様式第 5 備考 9) (注) 平面的なものとは、包装紙、ビニール地、織物地などで、図面の説明に、表面図及び裏面図と記載した薄手のものをいい、包装用袋のように重合部があり、使用時において立体的なもの、植毛ビニール地のように厚手のものなどは立体的なものとして扱う。</p> <p>(12) 形状又は模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面において、その連続状態があきらかにわからない場合 なお、地ものなどであって、模様が四方連続でなく、一方向のみに連続するものにおいては、その状態があきらかにわかる図面であってもその説明の記載がない場合。 (施行規則様式第 5 備考 10)</p>
3-1212	<p>(13) 施行規則様式第 5 備考 11 によるコードなどの中間省略をした図面において下記に該当する場合</p> <p>イ 省略箇所が 2 本の平行な 1 点鎖線で切断されていない図面 ロ 省略箇所が図面上何 cm 省略されているかの説明の記載がない場合</p> <p>(14) 6 面図（立体の場合）又は 2 面図（平面的なものの場合）だけでは意匠が十分表現されない場合において下記の図面がない場合</p> <p>イ 施行規則様式第 5 備考 12 の展開図、断面図、拡大図など ロ 施行規則様式第 5 備考 16 の積み木、組み木の斜視図</p> <p>(15) 断面図などの切断面および切断箇所の表示が下記に該当する場合</p> <p>イ 切断面に平行斜線が不完全、又はない場合 ロ 切断箇所の表示（切断鎖線、符号及び矢印）が不完全、又はない場合 ただし、何面図中央縦断面図、何面図中央横断面図と記載した場合は含まない。 (施行規則様式第 5 備考 13)</p>
3-1213	<p>(16) 部分拡大図の拡大箇所の表示がない場合 部分拡大図を添付する場合に、その箇所の表示切断鎖線、符号、矢印などのないとき。 (施行規則様式第 5 備考 14)</p>
3-1214	<p>(17) 分離できる物品で下記に該当する場合 ふたと本体のように分離できる物品で、組み合わせたままでは十分意匠を表現することができない場合に、組み合わせた図面と、それぞれの構成部分についての図面がないとき。 (施行規則様式第 5 備考 15)</p>
3-1215	<p>(18) 透明な意匠の図面が施行規則様式第 5 備考 19 の規定によって作成されていない場合 (注) 備考 19 の「外周」コップ の縦断面図による例示</p> <p>イ 電球のように、すけて見える部分をそのまま表さなくては、その意匠を十分表現できないものは、備考 19 イの要領で表す。 ただし、肉厚は表さない。 ロ その他のものは不透明体のように表し、形状、模様が重合する場合は備考 19 ロ、ハの要領で表す。 なお、鳥かごのように、後面がすけて見えるもので、その形状、模様が重合する場合も同様とする。 (法第 6 条第 8 項参照) (3-1208 参照)</p>
3-1300	<p>3. 工業上利用することができないもの</p> <p>(1) 自然物を意匠の主体に使用したもので量産できないもの (2) 土地建物などの不動産（3-1101-イ参照） (3) 純粹美術の分野に属する著作物</p>
3-1301	<p>II 法第 3 条第 1 項第 1 号の「公然知られた意匠」 不特定多数の人に知られる状態になった意匠は公然知られた意匠と認める。</p>
3-1302	<p>なお、登録意匠は、設定登録の日より公然知られた意匠と認める。</p>
3-1303	<p>III 法第 3 条第 1 項第 2 号の「刊行物に記載された意匠」 「意匠登録出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠」とは、広報、書籍、雑誌、新聞、カタログ、パンフレットなどに記載された意匠をいう。</p>
3-2000	<p>IV 法第 3 条第 1 項第 3 号の「類似する意匠」 同一又は類似物品間において判断する。</p>
3-3000	<p>V 法第 3 条第 2 項に規定する容易な創作と認められるもの</p>
3-4000	<p>1. ありふれた形状や模様に基づくものの場合 三角形、長方形、円、梅形、円筒体、錐体、正多面体、直方体、水玉模様、市松模様、紋章の丸に三巴、下り藤などありふれた形状や模様であつていろいろな物品に用いられているものを殆どそ</p>
3-5000	
3-5100	

3-5200	のまま物品に表した程度にすぎないもので、当業者が容易に創作できると認められるもの。 2. 自然物ならびに有名な著作物及び建造物などの模倣の場合 自然物（動物、植物、もしくは鉱物）ならびに有名な著作物及び建造物などの全部又は部分の形状、模様などを殆どそのまま物品に表した程度にすぎないもの。
3-5300	3. 商慣行上の転用の場合 非類似の物品の間に転用の商慣行がある場合において、非類似の物品の形状、模様、もしくは色彩又はこれらの結合を物品に商慣行上通常なされる程度に変化させて表したにすぎないもの。

(昭和 60 年 6 月 27 日一部改正 ・・・ 3-1210 の「ハ」の項に ③ を加入)

(昭和 60 年 12 月 11 日一部修正 ・・・ 3-1206 , 1208 ~1218 の様式第 5 備考番号を修正, 昭和 61 年 1 月 1 日施行)

(平成 5 年 11 月 8 日一部修正 ・・・ 3-1206 , 3-1208 ~1218 の様式第 5 備考番号を修正, 平成 6 年 1 月 1 日施行)

(平成 6 年 6 月 16 日一部修正 ・・・ 3-1000 字句を修正)

法第 4 条・新規性の喪失の例外

4-1000	I 法第 4 条第 3 項に規定する書面
4-1100	1. 法第 4 条第 2 項の適用を受ける旨を記載した書面 この書面は、願書とは別葉であることが原則であるが、願書に記載しても差しつかえない。
4-1200	2. 法第 4 条第 2 項に規定する意匠であることを証する書面 この書面には、少なくとも次の事項を記載していなければならない。 イ 新規性を喪失するに至った日 ロ 新規性を喪失するに至った場所 ハ 新規性を喪失するに至った意匠の図面等 ニ 本人以外の者の上記事項を証明する旨の記載 (住所、氏名、捺印)

法第 5 条・意匠登録を受けることができない意匠

5-1000	I 法第 5 条の公の秩序を害するおそれがある意匠 例えば元首の像、国旗又は皇室もしくは王室の紋章などを表したもの。 ただし、模様として表された運動会風景中の万国旗などのように公の秩序を害するおそれがないと認められる場合は含まれない。
5-2000	II 法第 5 条の善良の風俗を害するおそれがある意匠 人の道徳感を不当に刺激し、しゅう恥、嫌悪の念を起させるもの。
5-3000	III 法第 5 条の他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠 例えば他人の著名な商標、サービスマークなどを表したもの。

法第 6 条・意匠登録出願

6-1000	I 法第 6 条第 4 項から第 8 項までの規定に抵触するもの 法第 6 条第 4 項から第 8 項までの規定に抵触するものは、意匠が具体的でないとして法第 3 条第 1 項柱書の規定により登録できないものとする。 (3-1205 ~ 3-1208 参照)
--------	---

(平成 6 年 6 月 16 日一部修正 ・・・ 6-1000 字句を修正)

法第 7 条・一意匠一出願

7-1000	I 法第 7 条に規定する「物品の区分」
7-1100	1. 施行規則別表第 1 に記載された物品の区分 施行規則別表第 1 に記載された物品の区分とは、その意匠を認識するに必要な物品の名称の大きさを示すものであって、その物品の用途が明確に理解され、普通使用されている物品の名称と認められるものである。 次に例示するものは物品の区分によらないものと認める。
7-1101	(1) 商標名、何何式など固有名詞を付したもの
7-1102	(2) 総括名称を用いたもの (例、雨戸と記載するのを建築用品と記載する場合など)
7-1103	(3) 構造、又は作用効果を付したもの (例、何何装置、何何方法)
7-1104	(4) 省略された物品名 (例、8 ミリ)
7-1105	(5) 外国文字を用いたもの
7-1106	(6) 日本語化されていない外国語を用いたもの
7-1107	(7) 用途を明確に示していないもの (例、ブロック)
7-1108	(8) 組(別表第 2 よらないもの)、セット、一揃、ユニット (歯科用ユニットを除く)、1 対、1 足などの語を用いたもの
7-1109	(9) 形状、模様及び色彩に関する名称を付したもの

7-1110	(10) 材質名を付したもの (例、何何製) ただし、普通名称化している場合は除く。
7-1200	2. 施行規則別表第 1 に記載されていない物品 施行規則別表第 1 に記載されていない物品については、施行規則別表第 1 備考 2 によるものとする。
7-2000	II 意匠ごとに出願されていないもの 願書及び図面の記載から判断して、2 以上の意匠を包含すると認められるもの。
7-2100	1. 2 以上の物品名を「意匠に係る物品」の欄に並列して表示した場合
7-2200	2. 図面各通にそれぞれ異なった意匠を表している場合 (3-1202 参照)
7-2300	3. 2 以上の物品の図面を表示した場合 (数個の物品を配列したものの場合を含む)

法第 8 条・組物の意匠

8-1000	I 一意匠としての出願と認められない組物
8-1100	1. 通商産業省令で定められていないもの (法第 7 条参照) (7-2300 参照)
8-1200	2. 別表第 2 による名称の出願であっても、構成物品が不適当なものであると認められる場合
8-1300	3. 組物全体に統一がないもの 上記 1, 2, 3 のものは、法第 7 条の規定で拒絶する。
8-2000	II 組物全体として統一があると認められる場合
8-2100	1. 各物品の形状、模様もしくは色彩又はこれらの結合が同じような表現方法で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場合
8-2200	2. 各物品が互いに集まって一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一があると認められる場合
8-2300	3. 各物品の形状、模様もしくは色彩又はこれらの結合により、物語性など観念的に関連がある印象を与えることなどにより組物全体として統一があると認められる場合
8-3000	III 法第 8 条第 2 項で拒絶する組物 法第 8 条第 1 項の要件をみたしているものであっても、その構成物品のうち、一つでも法第 3 条、第 5 条及び第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により、登録できないものである場合の組物。

法第 9 条・先願

9-1000	I 同一人の同一意匠 これを登録すると、同一の意匠権が二以上成立することになり、法の精神にもとるので、一以外は登録しない。
9-1100	1. 異日出願の場合 先の出願のものが出願中のもので登録できるものである場合、後の出願については取り下げを勧告する。
9-1200	2. 同日出願の場合 その意匠が登録できるものである場合は一方を登録し、他方については取下げを勧告する。
9-2000	II 同一人の類似する意匠 法第 10 条第 1 項に該当する意匠で単独の意匠登録出願であるものについては、類似意匠登録出願に変更させる。
9-3000	III 先願権をもつもの
9-3100	1. 拒絶査定の確定したもの ただし、「意匠」を構成しないものとして拒絶されたものは、含まない。
9-3200	2. 設定登録されたもの

法第 10 条・類似意匠

10-1000	I 自己の登録意匠にのみ類似する意匠 自己の登録意匠にのみ類似する意匠とは、自己の登録意匠に類似する意匠であって、その出願の日に先行する意匠（他人の先願意匠、他人の登録意匠、他人の公知意匠などをいう）に類似しないものをいう。 ただし、自己の登録意匠と同一と認められる自己の公知意匠は、先行する意匠とみなさない。
10-2000	II 自己の類似意匠にのみ類似する意匠
10-2100	1. 登録設定前の自己の類似意匠にのみ類似する意匠 登録設定前の自己の類似意匠にのみ類似する意匠は、他に拒絶理由がない限り、単独の意匠登録出願として登録する。
10-2200	2. 登録設定後の自己の登録類似意匠にのみ類似する意匠 登録設定後の自己の登録類似意匠にのみ類似する意匠は、登録により公知となった当該類似意匠

	に類似するものとして拒絶する。
--	-----------------

法第 10 条の 2 ・意匠登録出願の分割

10・2-1000	I 法第 10 条の 2 の規定により意匠登録出願の「分割」 法第 10 条の 2 の規定による分割とは、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることをいう。
10・2-2000	II 分割による新たな意匠登録出願が、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなされない場合 分割による新たな意匠登録出願が、もとの意匠登録出願の最初の願書及び願書添付の図面に記載された意匠の範囲外のものを要旨としている場合。
10・2-3000	III 分割による新たな意匠登録出願と同時に、二以上の意匠を包含するもとの意匠登録出願について、必要な補正がなされなかった場合 (施行規則第 11 条 2 項により準用する特許法施行規則第 30 条) もとの意匠登録出願は意匠法第 7 条の規定に反するものとして拒絶する。
10・2-4000	IV 分割による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、又は、パリ条約による優先権を主張しようとする場合 新規性の喪失の例外の規定及びパリ条約による優先権主張の効力は法第 4 条第 3 項（意匠の新規性の喪失の例外）又は法第 15 条第 1 項において準用する特許法第 43 条第 1 項及び第 2 項（パリ条約による優先権主張の手続）に規定する手続をしない限り生じない。なお、これらの手続における書類の提出期間の起算時点は、新たな意匠登録出願の時である。（法第 10 条の 2 第 3 項ただし書）

(昭和 60 年 6 月 27 日追加・・本文)

法第 11 条・組物の意匠登録出願の分割

11-1000	I 法第 11 条の規定による組物の意匠登録出願の「分割」 法第 11 条の分割とは法第 8 条第 1 項の規定による意匠登録出願（慣習上組物として販売され同時に使用される二種以上の物品であって通商産業省令で定めるものを構成する物品の意匠であり、組物全体として統一があるものについての一の意匠登録出願）を分割してその組物を構成する物品の意匠についての意匠登録出願とすることをいう。 なお、本条の規定による意匠登録出願の分割があったときは、もとの組物の意匠登録出願は取り下げたものとみなされる。
11-2000	II 分割による新たな意匠登録出願が、もとの組物の意匠登録出願の時にしたものとみなされない場合 法第 10 条の 2 の分割の基準に準ずる。（10・2-2000 参照）
11-3000	III 法第 11 条の規定により分割する意匠登録出願について、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、又は、パリ条約による優先権を主張しようとする場合 法第 10 条の 2 の分割の基準に準ずる。（10・2-4000 参照）

(昭和 60 年 6 月 27 日追加・・・本文)

法第 12 条・意匠法法域内の出願の変更

12-1000	I 法第 12 条の規定による意匠登録出願の「変更」 法第 12 条の規定による変更とは、類似意匠の意匠登録出願を独立の意匠登録出願にすること又は独立の意匠登録出願を類似意匠の意匠登録出願にすることをいう。 これらの変更は、査定又は審決が確定した後はすることができない。なお、意匠登録出願の変更があったときは、もとの意匠登録出願は取り下げたものとみなされる。
12-2000	II 変更による新たな意匠登録出願が、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなされない場合 変更による新たな意匠登録出願が、もとの意匠登録出願の願書及び願書添付の図面に記載された意匠の要旨を変更する場合。
12-3000	III 変更による新たな意匠登録出願について、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約による優先権を主張しようとする場合 新規性の喪失の例外の規定及び、パリ条約による優先権主張の効力は法第 4 条第 3 項（意匠の新規性の喪失の例外）又は法第 15 条第 1 項において準用する特許法第 43 条第 1 項及び第 2 項（パリ条約による優先権主張の手続）に規定する手続をしない限り生じない。なお、これらの手続における書類の提出期間の起算時点は、新たな意匠登録出願の時である。（法第 10 条の 2 第 3 項ただし書）

(昭和 62 年 3 月 5 日追加・・・本文)

法第 13 条・特許出願又は実用新案登録出願からの出願の変更

13-1000	I 法第 13 条の規定による意匠登録出願への「変更」 法第 13 条の規定による変更とは、特許出願を意匠登録出願にすること又は実用新案登録出願を意匠登録出願にすることをいう。 特許出願から意匠登録出願への変更は、ものとの出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から 30 日を経過した後はすることができない。 なお、これらの変更があったときは、もとの出願は取り下げたものとみなされる。
13-2000	II 一特許出願又は一実用新案登録出願から二以上の意匠登録出願への「変更」 複数の意匠を包含する一特許出願又は一実用新案登録出願は、これを二以上の意匠登録出願に変更することができる。

13-3000	III 変更による新たな意匠登録出願が、 もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなさ れない場合 もとの出願の最初の明細書及び図面に、 変更による新たな意匠登録出願の意匠を明確に認識しうる ような具体的な記載がない場合。
13-4000	IV. 変更による新たな意匠登録出願について、 意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする 場合、 又は、 パリ条約による優先権を主張しようとする場合 法第 12 条の基準に準ずる。 (12-3000 参照)

(昭和 62 年 3 月 5 日追加・・・本文)

(平成 5 年 4 月 23 日一部修正・・・13-1000 一部本文修正、 平成 6 年 1 月 1 施行)

法第 13 条の 2・特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例

13・2-1000	I 特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例 法第 13 条の 2 の規定による。
-----------	---

(昭和 62 年 3 月 5 日追加・・・本文)

法第 15 条・パリ条約による優先権主張の手続

15-1000	I 法第 15 条において準用する特許法第 43 条に規定する「パリ条約による優先権主張の手続」 パリ条約第 4 条 D (1) の規定により意匠登録出願について優先権を主張しようとする者は、 法第 15 条第 1 項において準用する特許法第 43 条第 1 項、 第 2 項及び第 3 項 (パリ条約による優先権主張の手 続) に規定する手續をしなければならない。
15-2000	II 優先期間 意匠登録出願又は実用新案登録出願に基づく優先権を主張して我が国へ意匠登録出願をする場合の 優先期間は、 第一国への最初の出願の日から 6 か月以内に限られる。 優先権の主張を伴った実用新案 登録出願から変更された意匠登録出願については、 我が国への実用新案登録出願が第一国への最初の 出願の日から 6 か月以内にされている場合に限られる。
15-3000	III 意匠登録出願に係る意匠と同一の意匠を優先権証明書により認識することができない場合 パリ条約による優先権の主張は認められない。
15-4000	IV 優先権の効果 優先権の主張を伴った意匠登録出願については、 優先期間内にされた他の意匠登録出願又は公然知 られた事実などをもって拒絶の理由の根拠とされることはない。

(平成元年 3 月 23 日追加・・・本文)

法第 17 条の 2・補正の却下

17・2-1000	I 法第 17 条の 2 の規定による「補正の却下」 法第 17 条の 2 の規定による補正の却下とは、 事件が審査、 審判又は再審に係属している場合にした 補正が、 意匠登録出願の最初の願書の意匠に係る物品、 意匠に係る物品の説明、 意匠の説明の各記載 事項及び願書添付の図面の要旨を変更するものであるとき、 決定をもってその補正を却下することを いう。 なお、 この補正は、 意匠登録出願の願書の意匠に係る物品、 意匠に係る物品の説明、 意匠の説明の 各記載事項又は願書添付の図面についてした補正をいう。
17・2-2000	II 補正が、 要旨を変更するものと認められる場合 補正が、 意匠登録出願の最初の願書の意匠に係る物品、 意匠に係る物品の説明、 意匠の説明の各記 載事項及び願書添付の図面の要旨を、 その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に推 定することができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合。

(昭和 63 年 3 月 15 日追加・・・本文)

(平成 5 年 4 月 23 日一部修正・・・条文番号を修正、 平成 6 年 1 月 1 日施行)

法第 17 条の 3・補正後の意匠についての新出願

17・3-1000	I 法第 17 条の 3 の規定による補正後の意匠についての「新出願」 法第 17 条の 3 の規定による。
-----------	---

(昭和 63 年 3 月 15 日追加・・・本文)

(平成 5 年 4 月 23 日一部修正・・・条文番号を修正、 平成 6 年 1 月 1 日施行)

意匠制度 100 年の歩み編纂委員会

委員長	松原 至
委 員	瀬尾 和子 矢田千代子 前川 幸彦 松原美代子
	秋間 哲子 楽 勝広 伊勢 孝俊 遠藤 行久
顧 問	宮滝 恒雄 田辺 隆

意匠制度 120 年の歩み編纂委員会

委員長	梅澤 修
委 員	太田 茂雄 小林 佑二 山永 滋 奥村 真子
表紙デザイン	安藤 美奈子

禁無断転載

意匠制度 120 年の歩み

平成 21 年(2009 年) 3 月発行

編集者 特許庁意匠課

発行者 特許庁

東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号
